

事務連絡
令和4年10月3日

一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

路面維持管理委託業務等における単品スライド条項の適用について

このことについて、別添写しのとおり通知したので、参考までに送付します。

事務担当 管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係
道路課維持係

事務連絡
令和4年10月3日

部内各所属長 殿

土木部長

路面維持管理委託業務等における単品スライド条項の適用について

工事請負契約において、資材価格の急激な変動によって請負代金額が不適当となった場合における請負代金額の変更にあたっては、富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）により運用しているところです。

今般、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、令和4年度の委託契約分の路面維持管理委託業務等についても、工事請負契約の運用方法に準じ、単品スライド条項を適用することとしたので通知します。

貴職におかれましては、道路等の維持管理業務等標準委託契約書第23条の規定に基づき、当該業務の受注者から単品スライド条項に基づく委託料の変更の協議があった場合には、本通知に基づき適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本運用に基づき単品スライド条項を適用とする場合は、建設技術企画課技術指導係及び道路課維持係までご連絡ください。

事務担当 管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係
道路課維持係